

第93号（令和4年2月15日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

**【規則】**

- △ 手数料支払機による手数料収納事務の特例に関する規則の一部を改正する規則【会計室会計管理課】 3

**【告示】**

- △ 公印の改刻及び廃止【総務局行政マネジメント課】 4
- △ 公印の廃止【総務局行政マネジメント課】 5
- △ 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定【財政局税制課】 6
- △ 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更【財政局税制課】 7
- △ 児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認【こども青少年局こども施設整備課】 8
- △ 児童福祉施設及び特定教育・保育施設の廃止・確認辞退【こども青少年局こども施設整備課】 9
- △ 生活保護法に基づく医療機関の指定【健康福祉局生活支援課】 10
- △ 生活保護法に基づく施術者の指定【健康福祉局生活支援課】 12
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の変更【健康福祉局生活支援課】 13
- △ 生活保護法に基づく指定施術者の変更【健康福祉局生活支援課】 14
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 15
- △ 生活保護法に基づく指定施術者の廃止【健康福祉局生活支援課】 16
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の再開【健康福祉局生活支援課】 17
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退【健康福祉局生活支援課】 18
- △ 生活保護法に基づく介護機関の指定【健康福祉局生活支援課】 19
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局生活支援課】 20
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 22
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定【健康福祉局医療援助課】 23
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新【健康福祉局医療援助課】 24
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の廃止【健康福祉局医療援助課】 25
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の辞退【健康福祉局医療援助課】 26
- △ 電線共同溝を整備すべき道路の指定【道路局管理課】 27
- △ 横浜市港湾施設条例第2条第2項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正【港湾局港湾管財課】 28
- △ 横浜市港湾施設条例第30条第1項の規定に基づき貸し付ける港湾施設の告示の一部改正【港湾局港湾管財課】 29

**【公告】**

- △ 大規模小売店舗の新設の届出【経済局商業振興課】 30
- △ 同【経済局商業振興課】 32

△ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】	34
△ 同【経済局商業振興課】	35
△ 環境影響評価方法書の縦覧【環境創造局環境影響評価課】	36
△ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壌環境課】	37
△ 横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壌環境課】	38
△ 横浜農業振興地域整備計画の変更【環境創造局農政推進課】	39
△ 横浜国際港都建設計画地区計画の変更案の縦覧【建築局都市計画課】	40
△ 横浜国際港都建設計画防火地域及び準防火地域の変更案の縦覧【建築局都市計画課】	41
△ 横浜国際港都建設計画土地区画整理事業の変更案の縦覧【建築局都市計画課】	42
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	43
△ 同【建築局調整区域課】	44
△ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	45
△ 同【建築局調整区域課】	46
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	47
△ 土地区画整理組合の事業計画変更の認可【都市整備局市街地整備調整課】	48
△ 泉ゆめが丘土地区画整理組合の事業計画変更の認可に係る関係図書の縦覧【都市整備局市街地整備調整課】	49
△ 久喜都市計画事業栗橋駅西（栗橋地区）土地区画整理事業の施行に係る換地処分通知の内容の掲示【都市整備局市街地整備調整課】	50
[区告示]	
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【南区地域振興課】	51
△ 同【南区地域振興課】	52
△ 同【南区地域振興課】	53
△ 同【南区地域振興課】	54
[区公告]	
△ 自動車臨時運行許可番号標の失効【青葉区総務課】	55
[交通局]	
△ 職員の懲戒処分【人事課】	56

---

## 規 則

---

手数料支払機による手数料収納事務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月15日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第5号

手数料支払機による手数料収納事務の特例に関する規則  
の一部を改正する規則

手数料支払機による手数料収納事務の特例に関する規則（令和元年12月横浜市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ウ中「及び承認申請」を「、承認申請及び許可申請」に改める。

附 則

この規則は、令和4年2月20日から施行する。

告示

横浜市告示第67号

公印の改刻及び廃止

次のとおり公印を改刻し、及び廃止する。

令和4年2月15日

横浜市長 山中竹春

1 改刻

公印の名称	使用開始年月日	印影
横浜市区長印（戸籍課専用）80-01	令和4年4月1日	 （方21ミリメートル）
横浜市区長印（戸籍課専用）80-02	令和4年4月1日	 （方21ミリメートル）

2 廃止

公印の名称	廃止年月日	印影
横浜市区長印（戸籍課専用）80-01	令和4年4月1日	 （方21ミリメートル）
横浜市区長印（戸籍課専用）80-02	令和4年4月1日	 （方21ミリメートル）

横浜市告示第68号

公印の廃止

次のとおり公印を廃止する。

令和4年2月15日

横浜市長 山中 竹 春

公印の名称	廃止年月日	印影
横浜市三春台保育園長印	令和4年 4月1日	 <p>(方21ミリメートル)</p>

横浜市告示第69号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定

横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）第29条の4の3第1項に規定する控除対象寄附金として、次のとおり指定した。

令和4年2月15日

横浜市長 山中竹春

次の法人の主たる目的である業務に関連する寄附金（横浜市の区域外に施設を建設するための費用等に充てることを目的とするものを除く。）

指定年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和4年2月1日	公益社団法人神奈川県歯科医師会	中区住吉町6丁目68番地	令和3年1月1日

横浜市告示第70号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更

横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）第29条の4の3の規定による控除対象寄附金について、その告示した内容に次のとおり変更があった。

令和4年2月15日

横浜市長 山中竹春

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成21年2月横浜市告示第43号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和4年1月6日	学校法人横浜インターナショナルスクール	(新) 中区小港町2丁目100番地の1	(新) 平成20年1月1日から平成29年2月8日まで及び平成29年3月7日から令和4年3月6日まで
		(旧) 中区山手町25番地	(旧) 平成20年1月1日から平成29年2月8日まで及び平成29年3月7日から平成34年3月6日まで

横 浜 市 告 示 第 71 号

児 童 福 祉 施 設 及 び 特 定 教 育 ・ 保 育 施 設 の 設 置 認 可 ・ 確 認  
 児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 及 び 子 ど も ・  
 子 育 て 支 援 法 （ 平 成 24 年 法 律 第 65 号 ） 第 31 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、  
 児 童 福 祉 施 設 及 び 特 定 教 育 ・ 保 育 施 設 の 設 置 認 可 ・ 確 認 を し た 。

令 和 4 年 2 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

設 置 認 可 ・ 確 認 年 月 日	令 和 4 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	き ら り 保 育 園 吉 野 町
設 置 者	学 校 法 人 倉 橋 学 園
所 在 地	南 区 吉 野 町 1 丁 目 1 番 地 の 5



横浜市告示第72号

児童福祉施設及び特定教育・保育施設の廃止・確認辞退

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第38条第3項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第36条の規定により、児童福祉施設及び特定教育・保育施設の廃止を承認し、確認の辞退を受理した。

令和4年2月15日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	令和4年3月31日
確認辞退年月日	令和4年3月31日
施設種別	保育所
施設名称	クラ・ゼミ保育園 吉野町
設置者	株式会社クラ・ゼミ
所在地	南区吉野町1丁目1番地の5

横浜市告示第73号

生活保護法に基づく医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

令和4年2月15日

横浜市長 山中竹春

1 診療所又は薬局

指定年月日	名称	所在地
令和3年11月9日	藤村歯科医院	港北区大曾根一丁目26番3号
令和3年12月1日	さなだ医院	鶴見区鶴見中央四丁目2番3号
同	れんげ薬局横浜日吉店	港北区日吉五丁目13番4号
同	たてば薬局	泉区和泉中央南一丁目10番37号
同	ゆめが丘ファミリー皮ふ科	泉区下飯田町818番地の3
令和3年12月6日	医療法人社団善仁会横浜東口腎クリニック	西区高島二丁目5番18号
令和4年1月1日	そうごう薬局横濱ゲートタワー店	西区高島一丁目2番5号
同	横濱ゲートタワー内科	西区高島一丁目2番5号
同	平石クリニック	中区山下町74番地の1
同	戸塚駅前はな皮フ科	戸塚区戸塚町8番地
同	クリエイト薬局栄鍛冶ケ谷店	栄区鍛冶ケ谷一丁目6番1号
同	いずみゆめが丘内科クリニック	泉区下飯田町818番地の3
令和4年2月1日	仲町台駅前どれみKIDS DENTAL	都筑区仲町台一丁目27番15号

2 指定訪問看護事業者

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和3年12月1日	社会福祉法人若竹大寿会	神奈川区羽沢町550番地の1	わかたけ訪問看護ステーション	神奈川区平川町2番地の4
同	医療法人社団オホーツク	緑区青砥町879番地の2	メディカルケアステーションあおと	緑区青砥町879番地の2

同	株式会社オーク	東京都渋谷区恵比寿西2丁目11番9号	ここから訪問看護リハビリケア中山	緑区中山一丁目14番10号
同	スギナーシングケア株式会社	東京都千代田区鍛冶町2丁目6番1号	スギ訪問看護ステーション都筑	都筑区大丸3番27号
同	株式会社エル・エー・エル	泉区和泉中央南一丁目41番30号	ささえる訪問看護ステーション	栄区公田町16番地

横 浜 市 告 示 第 74 号

生 活 保 護 法 に 基 づ く 施 術 者 の 指 定

生 活 保 護 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 144 号 ） 第 55 条 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 並 び に 永 住 帰 国 し た 中 国 残 留 邦 人 等 及 び 特 定 配 偶 者 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 （ 平 成 6 年 法 律 第 30 号 ） 第 14 条 第 4 項 の 規 定 に よ る 施 術 者 と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

令 和 4 年 2 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

指 定 年 月 日	氏 名	名 称	所 在 地
令 和 4 年 2 月 1 日	今 村 聡 彦	リーフマッサー ジ治療院港北店	港 北 区 大 倉 山 三 丁 目 7 番 3 号

横 浜 市 告 示 第 75 号

生 活 保 護 法 に 基 づ く 指 定 医 療 機 関 の 変 更

生 活 保 護 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 144 号 ） 第 49 条 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 並 び に 永 住 帰 国 し た 中 国 残 留 邦 人 等 及 び 特 定 配 偶 者 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 （ 平 成 6 年 法 律 第 30 号 ） 第 14 条 第 4 項 の 規 定 に よ る 指 定 医 療 機 関 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 4 年 2 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

診 療 所 又 は 薬 局

変 更 年 月 日	名 称	所 在 地
平 成 30 年 7 月 11 日	(新) 村 山 クリニック	南 区 真 金 町 1 丁 目 7 番 地
	(旧) 医 療 法 人 社 団 慶 博 会 村 山 クリニック	

横浜市告示第76号

生活保護法に基づく指定施術者の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定施術者を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和4年2月15日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	氏名	名称	所在地
令和2年 4月1日	田 島 大 介	(新) ころろ接骨院 横浜磯子	磯子区丸山二丁目 20番16号
		(旧) 友愛整骨院	
令和4年 1月1日	佐 藤 憂 生	(新) 開設なし	(新) 金沢区釜利谷東 二丁目10番5号
		(旧) アマーレ治療 院	(旧) 南区万世町1丁 目1番地
令和4年 1月17日	高 寺 哲	(新) てごころ鍼灸 マッサージ治療 院中田駅前	(新) 泉区中田東三丁 目1番5号
		(旧) てごころ鍼灸 マッサージ治療 院新羽	(旧) 港北区新羽町1, 811番地

横浜市告示第77号

生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和4年2月15日

横浜市長 山中竹春

1 診療所又は薬局

廃止年月日	名称	所在地
令和元年5月31日	リー・クリニック	中区長者町9丁目17番地
令和3年9月30日	タガミ歯科	港北区綱島東五丁目9番19号
令和3年11月8日	藤村歯科医院	港北区大曽根一丁目26番3号
令和3年11月30日	さなだ医院	鶴見区鶴見中央四丁目2番3号
同	ふくにし薬局日吉店	港北区日吉五丁目13番4号
同	たてば薬局	泉区和泉中央南一丁目10番37号
令和3年12月5日	医療法人社団善仁会横浜東口腎クリニック	西区高島二丁目13番2号
令和3年12月25日	たわらクリニック	神奈川区鶴屋町2丁目10番地の5
令和3年12月31日	鈴木歯科医院	南区白妙町3丁目39番地

2 廃止訪問看護事業者

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和3年11月30日	スギメディカル株式会社	東京都千代田区鍛冶町2丁目6番1号	スギ訪問看護ステーション 都筑	都筑区大丸3番27号

横浜市告示第78号

生活保護法に基づく指定施術者の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定施術者を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和4年2月15日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	氏名	名称	所在地
平成30年 12月29日	三村幸子	リーフマッサー ジ治療院横浜南 店	南区中里一丁目2 番8号
令和3年 11月22日	堀内清志	堀内接骨院	青葉区元石川町4, 246番地
令和3年 12月9日	樋口弘一	Z E A L接骨院	神奈川区子安通1 丁目3番地の1



横 浜 市 告 示 第 79 号

生活保護法に基づく指定医療機関の再開

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を、次のとおり再開した旨の届出があった。

令和4年2月15日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

診 療 所 又 は 薬 局

再開年月日	名 称	所在地
令和3年12月1日	横浜はじめ病院	神奈川区大口通130番地

横浜市告示第80号

生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関に次のとおりその指定の辞退があった。

令和4年2月15日

横浜市長 山中竹春

診療所又は薬局

辞退年月日	名 称	所在地
令和3年12月19日	医療法人社団善仁会 横浜西口ヘルチェック クリニック	西区北幸一丁目11番 15号
令和3年12月31日	とくち歯科クリニック	緑区長津田五丁目4 番43号
令和4年1月31日	医療法人社団あおい 会元町美容皮膚科ク リニック	中区元町5丁目202 番地の1

横浜市告示 81 号

生活保護法に基づく介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

令和4年2月15日

横浜市長 山中竹春

介護予防事業者（介護予防短期入所療養介護）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和3年12月1日	医療法人社団伊純会	保土ヶ谷区常盤台84番2号	介護老人保健施設スカイ	保土ヶ谷区常盤台84番1号

横浜市告示第82号

生活保護法に基づく指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和4年2月15日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和3年2月1日	株式会社ツクイ	港南区上大岡西一丁目6番1号	ツクイ横浜東戸塚	(新)保土ヶ谷区権太坂三丁目6番1号
				(旧)戸塚区品濃町548番地の2
令和3年11月12日	合同会社 Human Connection	(新)中区長者町3丁目8番地の13 (旧)埼玉県上尾市東町3丁目1,986番地の6	訪問介護らふケア	中区長者町3丁目8番地の13

2 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和3年11月17日	株式会社フアーマみらい	東京都世田谷区代沢5丁目2番1号	(新)共創未来港南最戸薬局 (旧)わかば薬局	港南区最戸一丁目7番13号

3 居宅介護事業者（通所介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成27年1月23日	Crop 合同会社	(新)港南区下永谷六丁目8番4号	プチハウス	(新)港南区下永谷六丁目8番4号
		(旧)戸塚区上倉田町822番地の2		(旧)戸塚区上倉田町822番地の2

4 居宅介護支援事業者

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
平成27年1月23日	Crop 合同会社	(新)港南区下永谷六丁目	プチハウス	(新)港南区下永谷六丁目8番

		8 番 4 号 (旧) 戸塚区上倉田町 822 番地の 2		4 号 (旧) 戸塚区上倉田町 822 番地の 2
令和 3 年 2 月 1 日	株式会社 ツクイ	港南区上大岡西一丁目 6 番 1 号	ツクイ横浜東戸塚ケアプラセンター	(新) 保土ヶ谷区権太坂三丁目 6 番 1 号 (旧) 戸塚区品濃町 548 番地の 2
令和 3 年 5 月 1 日	株式会社 せんじゅ	磯子区上中里町 785 番地の 8	居宅介護支援事業所 せんじゅ	(新) 磯子区上中里町 785 番地の 8 (旧) 磯子区杉田八丁目 1 番 13 号
令和 3 年 12 月 1 日	株式会社 ひとはな	瀬谷区阿久和西三丁目 3 番地の 4	介護相談センター ひとはな いずみ	(新) 泉区和泉中央南三丁目 7 番 9 号 (旧) 泉区桂坂 13 番地の 8

5 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 3 年 11 月 17 日	株式会社 フォーマらい	東京都世田谷区代沢 5 丁目 2 番 1 号	(新) 共創未来 港南最戸薬局 (旧) わかば薬局	港南区最戸一丁目 7 番 13 号

6 介護予防・日常生活支援総合事業者（訪問型サービス）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地
令和 3 年 2 月 1 日	株式会社 ツクイ	港南区上大岡西一丁目 6 番 1 号	ツクイ横浜東戸塚	(新) 保土ヶ谷区権太坂三丁目 6 番 1 号 (旧) 戸塚区品濃町 548 番地の 2
令和 3 年 11 月 12 日	合同会社 Human Connection	(新) 中区長者町 3 丁目 8 番地の 13 (旧) 埼玉県上尾市東町 3 丁目 1,986 番地の 6	訪問介護らふケア	中区長者町 3 丁目 8 番地の 13

横浜市告示第83号

生活保護法に基づく指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和4年2月15日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和3年12月22日	田中英男	金沢区能見台通8番25号	田中歯科医院	金沢区能見台通8番25号

2 居宅介護支援事業者

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
令和3年12月31日	株式会社あおぼ	神奈川県西神奈川三丁目17番地の3	株式会社あおぼ	神奈川県西神奈川三丁目17番地の3

3 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和3年12月22日	田中英男	金沢区能見台通8番25号	田中歯科医院	金沢区能見台通8番25号

横浜市告示第84号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として、次のとおり指定した。

令和4年2月15日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和4年2月1日	独立行政法人国立病院機構横浜医療センター	戸塚区原宿三丁目60番2号	免疫
同	シオン薬局保土ヶ谷店	保土ヶ谷区新井町467番地の8	薬局
同	ハックドラッグモザイクモール港北調剤薬局	都筑区中川中央一丁目31番1号	同
同	わかば薬局センター北店	都筑区中川中央一丁目37番5号	同
同	ULU訪問看護ステーション	神奈川区神奈川二丁目15番地の2	同

横浜市告示第85号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

令和4年2月15日

横浜市長 山中竹春

更新年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和4年2月1日	ハックドラッグ戸塚上倉田薬局	戸塚区上倉田町479番地の2	薬局
同	カワセ薬局ふたつ橋店	瀬谷区瀬谷一丁目30番地の10	同
同	なじみ訪問看護ステーション	瀬谷区阿久和南三丁目8番地の13	訪問看護
令和4年3月1日	医療法人社団善仁会つるみ腎クリニック	鶴見区豊岡町20番16号	腎臓
同	昭和大学藤が丘リハビリテーション病院	青葉区藤が丘二丁目1番地の1	中枢神経
同	昭和大学藤が丘リハビリテーション病院	青葉区藤が丘二丁目1番地の1	眼科
同	センター南やまもと矯正歯科	都筑区茅ヶ崎中央9番3号	矯正歯科
同	フィットケアエクспレス新横浜駅ビル店薬局	港北区篠原町2,937番地	薬局
同	平安薬局	戸塚区川上町84番地の1	同
同	新成堂薬局原宿店	戸塚区原宿三丁目1番13号	同



横 浜 市 告 示 第 86 号

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め  
 の 法 律 に 基 づ く 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 ( 育 成 医 療 ・ 更 生  
 医 療 ) の 廃 止

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 ( 平 成 17 年 法 律 第 123 号 ) 第 59 条 第 1 項 に 規 定 す る 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 ( 育 成 医 療 ・ 更 生 医 療 ) か ら 、 次 の と お り 業 務 を 廃 止 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 4 年 2 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

廃止年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和4年1月31日	わかば薬局モザイクモール港北店	都筑区中川中央一丁目31番1号	薬局

横 浜 市 告 示 第 87 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の辞退

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から、次のとおり業務を辞退した旨の届出があった。

令和4年2月15日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

辞退年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和3年12月19日	医療法人社団善仁会横浜西口ヘルチエッククリニック	西区北幸一丁目11番15号	腎臓

横 浜 市 告 示 第 88 号

電 線 共 同 溝 を 整 備 す べ き 道 路 の 指 定

電 線 共 同 溝 の 整 備 等 に 関 す る 特 別 措 置 法 （ 平 成 7 年 法 律 第 39 号 ）  
 第 3 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 電 線 共 同 溝 を 整 備 す べ き 道 路 を 指 定  
 し た の で 、 同 条 第 4 項 の 規 定 に 基 づ き 次 の と お り 告 示 す る 。

令 和 4 年 2 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

道 路 の 種 類	路 線 名	区 間
主 要 地 方 道	環 状 2 号 線	鶴 見 区 駒 岡 二 丁 目 426 番 の 1 地 先 から 港 北 区 菊 名 六 丁 目 172 番 の 1 地 先 まで

横 浜 市 告 示 第 89 号

横 浜 市 港 湾 施 設 条 例 第 2 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ く 港 湾 施 設 の 告 示 の 一 部 改 正

横 浜 市 港 湾 施 設 条 例 第 2 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ く 港 湾 施 設 の 告 示 ( 平 成 31 年 2 月 横 浜 市 告 示 第 102 号 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る

。

令 和 4 年 2 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

第 5 項 第 3 号 ウ の 表 中

「

本 牧 ふ 頭 コ ン テ ナ タ ー ミ ナ ル 用 地	中 区 本 牧 ふ 頭	727,115
----------------------------------	-------------	---------

」

を

「

本 牧 ふ 頭 コ ン テ ナ タ ー ミ ナ ル 用 地	中 区 本 牧 ふ 頭	725,845
----------------------------------	-------------	---------

」

に 改 め る 。

横 浜 市 告 示 第 90 号

横 浜 市 港 湾 施 設 条 例 第 30 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 貸 し 付  
ける 港 湾 施 設 の 告 示 の 一 部 改 正

横 浜 市 港 湾 施 設 条 例 第 30 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 貸 し 付 け る 港 湾  
施 設 の 告 示 ( 平 成 31 年 2 月 横 浜 市 告 示 第 104 号 ) の 一 部 を 次 の よ う  
に 改 正 す る 。

令 和 4 年 2 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

第 2 項 第 2 号 の 表 中

「

本 牧 ふ 頭 コ ン テ ナ タ ー ミ ナ ル 用 地	727,115
-------------------------------	---------

」

を

「

本 牧 ふ 頭 コ ン テ ナ タ ー ミ ナ ル 用 地	725,845
-------------------------------	---------

」

に 改 め る 。

公 告

横 浜 市 公 告 第 91 号

大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和4年2月15日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 届出の概要

届 出 事 項	届 出 内 容
大規模小売店舗の名称及び所在地	川和町SC計画 都筑区川和町川和町駅周辺西地区土地 区画整理事業B街区1画地ほか（仮換 地）
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社フジタ 代表取締役 奥 村 洋 治 東京都新宿区西新宿4丁目32番22号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ベルク 代表取締役 原 島 一 誠 埼玉県鶴ヶ島市脚折 1,646 番地 ほか未定
大規模小売店舗の新設をする日	令和4年9月5日
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	5,555 m <sup>2</sup>
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 202 台
駐輪場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 188 台
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出書の添付図面記載のとおり 面積 104 m <sup>2</sup>

廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 届出書の添付図面記載のとおり 容量 35.19 m <sup>3</sup>
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時 ほか
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時30分から翌午前0時30分まで
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 入口1か所、出口1か所 位置 届出書の添付図面記載のとおり
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後10時まで

(添付図面は省略)

2 届出年月日

令和4年1月4日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

都筑区茅ヶ崎中央32番1号

横浜市都筑区役所総務部区政推進課

横浜市公告第92号

大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和4年2月15日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

届出事項	届出内容
大規模小売店舗の名称及び所在地	(仮称) 港南台9丁目店舗 港南区港南台九丁目16番の2ほか
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	東神開発株式会社 代表取締役 倉本真祐 東京都世田谷区玉川3丁目17番1号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	オーケー株式会社 代表取締役 二宮涼太郎 西区みなとみらい六丁目3番6号
大規模小売店舗の新設をする日	令和4年12月1日
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	1,494 m <sup>2</sup>
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 96台
駐輪場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 79台
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出書の添付図面記載のとおり 面積 60 m <sup>2</sup>
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 届出書の添付図面記載のとおり 容量 19.25 m <sup>3</sup>
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後10時



来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前7時30分から午後10時30分まで
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 入口1か所、出口1か所 位置 届出書の添付図面記載のとおり
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後10時まで

(添付図面は省略)

2 届出年月日

令和4年1月14日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

港南区港南四丁目2番10号

横浜市港南区役所総務部区政推進課

横浜市公告第93号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和4年2月15日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

たまプラーザ テラス ノースプラザ  
青葉区美しが丘一丁目7番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

東急株式会社  
取締役社長 高橋和夫  
東京都渋谷区南平台町5番6号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	東京急行電鉄株式会社 代表取締役 野本弘文 東京都渋谷区南平台町5番6号	東急株式会社 取締役社長 高橋和夫 東京都渋谷区南平台町5番6号

(4) 変更の年月日

令和元年9月2日ほか

(5) 変更した理由

商号変更のためほか

2 届出年月日

令和4年1月13日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横 浜 市 公 告 第 94 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和4年2月15日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

横浜ショッピングデパート  
西区南幸二丁目15番13号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社相鉄アーバンクリエイツ  
代表取締役 森 村 幹 夫  
西区南幸二丁目1番22号

(3) 変更した事項

変更した事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社パワー・ボム 代表取締役 小 林 孝 志 東京都港区六本木7丁目15番7号 ほか91者	株式会社パワー・ボム 代表取締役 小 林 孝 志 東京都世田谷区若林1丁目18番10号 ほか80者

(4) 変更の年月日

令和3年4月3日ほか

(5) 変更した理由

小売業者の住所変更のため ほか

2 届出年月日

令和4年1月25日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

## 横浜市公告第95号

## 環境影響評価方法書の縦覧

横浜市環境影響評価条例（平成22年12月横浜市条例第46号。以下「条例」という。）第17条第2項の規定に基づき、（仮称）北仲通北地区B-1地区新築工事に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）の提出があったので、条例第18条第1項の規定に基づき、当該方法書の写しを次のとおり一般の縦覧に供する。

方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、条例第20条第1項の規定に基づき、縦覧期間内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和4年2月15日

横浜市長 山中竹春

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
東急不動産株式会社  
代表取締役 岡田正志  
東京都渋谷区道玄坂1丁目21番1号  
京浜急行電鉄株式会社  
取締役社長 原田一之  
西区高島一丁目2番8号  
第一生命保険株式会社  
代表取締役社長 稲垣精二  
東京都千代田区有楽町1丁目13番1号
- 2 対象事業の名称  
（仮称）北仲通北地区B-1地区新築工事
- 3 対象事業が実施されるべき区域  
中区海岸通5丁目25番の1
- 4 縦覧場所  
中区本町6丁目50番地の10  
横浜市環境創造局政策調整部環境影響評価課  
中区日本大通35番地  
横浜市中区役所総務部区政推進課  
西区中央一丁目5番10号  
横浜市西区役所総務部区政推進課
- 5 縦覧期間  
令和4年2月15日から令和4年3月31日まで

## 横 浜 市 公 告 第 96 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定  
土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基  
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当  
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な  
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 4 年 2 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
鶴 見 区 鶴 見 中 央 三 丁 目 1,397 番 の 3 の 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
六 価 ク ロ ム 化 合 物 、 シ ア ン 化 合 物

## 横 浜 市 公 告 第 97 号

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 に 基 づ く 条 例 形 質  
変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 （ 平 成 14 年 12 月 横 浜 市 条 例  
第 58 号 ） 第 67 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害  
物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当 該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す  
る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら ない 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 4 年 2 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 条 例 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
鶴 見 区 平 安 町 二 丁 目 29 番 の 1 か ら 3 ま で の 各 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い ない 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物

## 横 浜 市 公 告 第 98 号

## 横 浜 農 業 振 興 地 域 整 備 計 画 の 変 更

農 業 振 興 地 域 の 整 備 に 関 す る 法 律 （ 昭 和 44 年 法 律 第 58 号 ） 第 13 条  
第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 横 浜 農 業 振 興 地 域 整 備 計 画 を 変 更 し た の で 、  
次 の と お り 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 4 年 2 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

## 1 変 更 区 域

- (1) 中 里 北 部 地 区 （ A - 15 ）  
青 葉 区 鴨 志 田 町 区 域
- (2) 恩 田 川 沿 岸 地 区 （ A - 20 ）  
緑 区 小 山 町 区 域  
青 葉 区 恩 田 町 区 域

## 2 縦 覧 場 所

都 筑 区 茅 ヶ 崎 中 央 32 番 1 号  
横 浜 市 北 部 農 政 事 務 所  
戸 塚 区 戸 塚 町 16 番 地 の 17  
横 浜 市 南 部 農 政 事 務 所

## 3 縦 覧 時 間

午 前 8 時 45 分 か ら 午 後 5 時 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 99 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 地 区 計 画 の 変 更 案 の 縦 覧

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 地 区 計 画 の 変 更 案 を 作 成 し た の で 、 都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用 す る 同 法 第 17 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 そ の 案 を 次 の と お り 公 衆 の 縦 覧 に 供 す る 。

こ の 案 に つ い て 意 見 が あ る 関 係 住 民 及 び 利 害 関 係 人 は 、 縦 覧 期 間 満 了 の 日 ま で に 横 浜 市 長 に 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

令 和 4 年 2 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称  
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 地 区 計 画  
東 高 島 駅 北 地 区 地 区 計 画
- 2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域
  - (1) 追 加 す る 部 分  
な し
  - (2) 削 除 す る 部 分  
な し
  - (3) 変 更 す る 部 分  
神 奈 川 区 神 奈 川 一 丁 目 、 神 奈 川 二 丁 目 、 千 若 町 及 び 星 野 町 地 内
- 3 縦 覧 期 間  
令 和 4 年 2 月 15 日 か ら 令 和 4 年 3 月 1 日 ま で
- 4 縦 覧 場 所 及 び 意 見 書 提 出 先  
中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10  
横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課
- 5 都 市 計 画 図 書 写 し の 閲 覧 期 間  
令 和 4 年 2 月 15 日 か ら 令 和 4 年 3 月 1 日 ま で
- 6 都 市 計 画 図 書 写 し の 閲 覧 場 所  
神 奈 川 区 広 台 太 田 町 3 番 地 の 8  
横 浜 市 神 奈 川 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課



## 横 浜 市 公 告 第 100 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 防 火 地 域 及 び 準 防 火 地 域 の 変 更 案  
の 縦 覧

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 防 火 地 域 及 び 準 防 火 地 域 の 変 更 案 を 作 成 し た の で 、 都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用 す る 同 法 第 17 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 そ の 案 を 次 の と お り 公 衆 の 縦 覧 に 供 す る 。

こ の 案 に つ い て 意 見 が あ る 関 係 住 民 及 び 利 害 関 係 人 は 、 縦 覧 期 間 満 了 の 日 ま で に 横 浜 市 長 に 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

令 和 4 年 2 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

## 1 都 市 計 画 の 種 類

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 防 火 地 域 及 び 準 防 火 地 域

## 2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域

## (1) 追 加 す る 部 分

な し

## (2) 削 除 す る 部 分

な し

## (3) 変 更 す る 部 分

神 奈 川 区 神 奈 川 一 丁 目 及 び 星 野 町 地 内

## 3 縦 覧 期 間

令 和 4 年 2 月 15 日 か ら 令 和 4 年 3 月 1 日 ま で

## 4 縦 覧 場 所 及 び 意 見 書 提 出 先

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課

## 5 都 市 計 画 図 書 写 し の 閲 覧 期 間

令 和 4 年 2 月 15 日 か ら 令 和 4 年 3 月 1 日 ま で

## 6 都 市 計 画 図 書 写 し の 閲 覧 場 所

神 奈 川 区 広 台 太 田 町 3 番 地 の 8

横 浜 市 神 奈 川 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課

## 横 浜 市 公 告 第 101 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 土 地 区 画 整 理 事 業 の 変 更 案 の 縦 覧  
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 土 地 区 画 整 理 事 業 の 変 更 案 を 作 成 し た の で  
、 都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用  
す る 同 法 第 17 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 そ の 案 を 次 の と お り 公 衆 の  
縦 覧 に 供 す る 。

こ の 案 に つ い て 意 見 が あ る 関 係 住 民 及 び 利 害 関 係 人 は 、 縦 覧 期 間  
満 了 の 日 ま で に 横 浜 市 長 に 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

令 和 4 年 2 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称  
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 土 地 区 画 整 理 事 業  
東 高 島 駅 北 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業
- 2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域
  - (1) 追 加 す る 部 分  
な し
  - (2) 削 除 す る 部 分  
な し
  - (3) 変 更 す る 部 分  
神 奈 川 区 神 奈 川 一 丁 目 、 神 奈 川 二 丁 目 、 千 若 町 及 び 星 野 町 地  
内
- 3 縦 覧 期 間  
令 和 4 年 2 月 15 日 か ら 令 和 4 年 3 月 1 日 ま で
- 4 縦 覧 場 所 及 び 意 見 書 提 出 先  
中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10  
横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課
- 5 都 市 計 画 図 書 写 し の 閲 覧 期 間  
令 和 4 年 2 月 15 日 か ら 令 和 4 年 3 月 1 日 ま で
- 6 都 市 計 画 図 書 写 し の 閲 覧 場 所  
神 奈 川 区 広 台 太 田 町 3 番 地 の 8  
横 浜 市 神 奈 川 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課

横 浜 市 公 告 第 102 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
 都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
 の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。  
 令 和 4 年 2 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
 令 和 元 年 12 月 25 日 第 31 開 1504 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
 東 京 都 渋 谷 区 道 玄 坂 1 丁 目 21 番 1 号  
 東 急 不 動 産 株 式 会 社  
 代 表 取 締 役 岡 田 正 志  
 東 京 都 新 宿 区 西 新 宿 1 丁 目 20 番 2 号  
 積 水 ハ ウ ス 株 式 会 社 東 京 マ ン シ ョ ン 事 業 部  
 事 業 部 長 迫 田 秀 樹
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
 栄 区 小 菅 ケ 谷 一 丁 目 1,909 番 の 1

## 横 浜 市 公 告 第 103 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 4 年 2 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 3 年 2 月 17 日 第 2020 開 1214 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
東 京 都 大 田 区 北 千 束 1 丁 目 11 番 3 号  
山 田 建 設 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 山 田 照
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
緑 区 中 山 三 丁 目 1,156 番 の 4 、 1,156 番 の 9 及 び 1,156 番 の 10

## 横 浜 市 公 告 第 104 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 4 年 2 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号  
第 2021 ・ 7 ・ 9 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 4 年 1 月 31 日
- 3 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
22.39 m
- 5 指 定 の 場 所  
保 土 ヶ 谷 区 岡 沢 町 363 番 の 3
- 6 申 請 者 の 氏 名  
株 式 会 社 山 手 ホ ー ム ズ  
代 表 取 締 役 河 野 卓 二

## 横 浜 市 公 告 第 105 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 4 年 2 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号  
第 2021 ・ 7 ・ 10 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 4 年 2 月 2 日
- 3 道 路 の 幅 員  
5.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
18.76 m
- 5 指 定 の 場 所  
保 土 ヶ 谷 区 鎌 谷 町 120 番 の 3
- 6 申 請 者 の 氏 名  
株 式 会 社 す ま い  
代 表 取 締 役 田 邊 孔

## 横 浜 市 公 告 第 106 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 4 年 2 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号  
第 54 ・ 2 ・ 6 号
- 2 廃 止 年 月 日  
令 和 4 年 2 月 1 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
0 ないし 1.09 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
3.62 m
- 5 廃 止 の 場 所  
神 奈 川 区 神 大 寺 四 丁 目 411 番 の 23 の 一 部

## 横 浜 市 公 告 第 107 号

土 地 区 画 整 理 組 合 の 事 業 計 画 変 更 の 認 可

土 地 区 画 整 理 法 （ 昭 和 29 年 法 律 第 119 号 ） 第 39 条 第 1 項 の 規 定 に  
基 づ き 、 土 地 区 画 整 理 組 合 の 事 業 計 画 の 変 更 を 次 の と お り 認 可 し た  
。

令 和 4 年 2 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 組 合 の 名 称  
泉 ゆ め が 丘 土 地 区 画 整 理 組 合
- 2 事 業 施 行 期 間  
平 成 26 年 8 月 15 日 か ら 令 和 7 年 3 月 31 日 ま で
- 3 施 行 地 区  
泉 区 下 飯 田 町 、 和 泉 町 及 び 和 泉 中 央 南 五 丁 目 の 各 一 部
- 4 事 務 所 の 所 在 地  
泉 区 和 泉 町 3,243 番 地 の 1
- 5 設 立 認 可 年 月 日  
平 成 26 年 8 月 15 日
- 6 変 更 認 可 年 月 日  
令 和 4 年 2 月 15 日



## 横 浜 市 公 告 第 108 号

泉ゆめが丘土地区画整理組合の事業計画変更の認可に係る関係図書の縦覧

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第4項の規定により、泉ゆめが丘土地区画整理組合の事業計画について変更認可の公告をしたので、同条第2項において準用する同法第21条第6項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年2月15日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

## 1 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市都市整備局市街地整備部市街地整備推進課

## 2 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。）

## 横 浜 市 公 告 第 109 号

久喜都市計画事業栗橋駅西（栗橋地区）土地区画整理事業の施行に係る換地処分通知の内容の掲示

久喜都市計画事業栗橋駅西（栗橋地区）土地区画整理事業の施行に係る土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定に基づく換地処分通知のうち、その書類の受領を拒まれた、又はその書類を送付すべき場所を確知することができないものの内容が掲示されている旨を次のとおり公告する。

令和4年2月15日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

## 1 被通知者の氏名及び住所

江 森 功  
中区山下町98番地

## 2 掲示場所

埼玉県久喜市栗橋北1丁目1栗橋駅自由通路にある掲示板

## 3 掲示期間

令和4年2月15日から令和4年2月25日まで

区 告 示

南区告示第3号（令和4年1月27日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、日枝西部町和会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和4年1月27日

横浜市南区長 松 山 弘 子

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	鈴木 享 昌 南区日枝町5丁目127 番地	菊 地 勝 実 南区日枝町3丁目85番 地

南区告示第4号（令和4年1月27日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、第二牡丹苑自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和4年1月27日

横浜市南区長 松山弘子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	高橋昌嗣 南区六ツ川二丁目143 番地の108	松本勉 南区六ツ川二丁目148 番地の11

南区告示第5号（令和4年1月27日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、六ツ川一丁目第二自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和4年1月27日

横浜市南区長 松山弘子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	三橋正男 南区六ツ川一丁目261 番地	米山一久 南区六ツ川一丁目145 番地

南区告示第6号（令和4年1月27日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、みつが丘自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和4年1月27日

横浜市南区長 松山弘子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	多田 えみ子 南区大岡一丁目46番21号	牧野 吉 晃 南区大岡一丁目48番17号

---

区 公 告

---

青 葉 区 公 告 第 150 号 ( 令 和 4 年 1 月 27 日 掲 示 済 )

自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 の 失 効

次 の 自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 は 、 失 効 し た の で 公 告 す る 。

令 和 4 年 1 月 27 日

横 浜 市 青 葉 区 長 小 澤 明 夫

自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 番 号	失 効 年 月 日
横 37 - 75 浜  横 浜	令 和 4 年 1 月 24 日

交 通 局

交 通 局 公 告 第 1 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ） 第 29 条 第 1 項 第 1 号 及 び 第 2 号 の 規 定 に よ り 、 次 の 者 を 令 和 3 年 12 月 23 日 懲 戒 処 分 に 付 し た  
。

令 和 4 年 2 月 15 日

横 浜 市 交 通 事 業 管 理 者  
交 通 局 長 三 村 庄 一

所 属 又 は 補 職	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
自 動 車 本 部 若 葉 台 営 業 所	運 輸 職 員	大 川 正 樹	減 給 3 号
自 動 車 本 部 港 南 営 業 所	運 輸 職 員	岩 崎 洋 次	減 給 5 号
自 動 車 本 部 鶴 見 営 業 所	運 輸 職 員	新 藤 進	戒 告